

Meihoku

名北労基



初日さす心静かに幸祈る
みきお

年頭のごあいさつ

一般社団法人 名北労働基準協会

会長 西村 義明



さて、我が国経済が米中貿易摩擦などを背景に徐々に厳しさが増す中、愛知県の雇用情勢は経済動向等を反映し、有効求人倍率が依然として高水準で推移しており、少子高齢化が進む中、人材確保の厳しさがなお一層増してきております。

このような状況の中、平成31年4月より「働き方改革関連法」が本格的に施行されており、戦後最大となる労働環境の大きな変化が続いています。また、令和元年5月に成立した「改正労働施策総合推進法」は、大企業において本年4月より職場でのパワーハラスメントの防止策を義務付けています。

当協会では、改正法に対応するため「働き方改革関連法総合対応事業」―「ハラスメント防止対策総合支援事業」を立ち上げ、会員等職場のみならずさまざまなサポート体制を整えています。

企業の実情に応じた「働き方改革」を進めることにより魅力ある職場づくりを実現し、職場環境・待遇改善などから、人手不足・長時間労働の解消に繋がってまいります。

本年におきましても、労働環境の変化と会員企業のご要望に応じた事業を展開するとともに、さらに事業の充実、サービスの向上に努めてまいります。

新しい年が実りある輝かしい一年となりますよう、会員事業場のみならず皆さまのますますのご発展を祈念いたします。

新春のいあいわり



労働法制をはじめとして労働保険制度まで、本年も様々な取り組みを行ってまいります

愛知労働局長

木原 亜紀生



安全で安心して働くことのできる職場環境の実現に向けて取り組んでまいります。あわせて、治療と仕事の両立支援の促進にも取り組んでまいります。

人材確保支援

その他、企業の人材確保支援につきましては、人手不足企業における生産性向上に向けた支援を引き続き実施してまいります。また、ＩＴリテラシー（※１）を習得するための人材育成の強化につきましては、在職者向けにＲＰＡ（※２）の理解を促すセミナーや、離職者向けにＲＰＡ技術者を育成するための訓練を本年においても実施いたします。また、昨年に引き続き愛知県で開催されます「技能五輪全国大会」「全国障害者技能競技大会（アビリンピック）」などにおいて、職業能力の開発・向上の促進及び技能の振興やその気運の醸成に努めてまいります。

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。年の初めに当たり、改めて愛知労働局の行政運営に対する皆様の日頃からの御理解と御協力に御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

本県では、輸送用機械器具製造業を始めとする製造業が県内経済を牽引しているとともに、リニア中央新幹線の２０２７（令和９）年の開業に向けた工事が進み、名古屋

駅周辺では高層ビルやマンションが相次いで建設され、また栄地区においても再開発工事が着手されるなど、地域経済の活性化がますます期待されています。

労働法制

労働法制につきましては、本年４月から中小企業に時間外労働の上限規制が適用されることになり、その他にも雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を定めたパート

タイム・有期雇用労働法や改正労働者派遣法、パワーハラスメント防止措置義務を定めた改正労働施策総合推進法、改正女性活躍推進法の施行も控えています。今後も、働く方々の就業機会の拡大、意欲・能力を存分に発揮できる環境づくりの支援を推進することに努めるとともに、引き続き、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の年５日以上

の確実な取得など、既に施行されたものももちろん、本年４月に施行されるもの、その後に施行されるものについても、その内容について必要な情報をわかりやすく提示し、周知・啓発、相談支援を行ってまいります。

労働災害防止対策

また、労働災害防止対策につきましては、第１３次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、働く方々がその能力を十分發揮して活躍していただけるよう、労働災害のない

求職者支援

求職者支援につきましては、女性、高齢者の方々への就職支援や、就職氷河期の方々への支援についても力点を置いてまいります。求人者支援につきましては、公共職業安定所の職員が企業を訪問させていただく中で、御要望をお聞きしてこれに対応してまいります。なお、本年、公共職業安定所のシステムの大幅な

刷新を行うこととしており、窓口における流れも変わってまいりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

障害者雇用対策

障害者雇用対策につきましては、法改正を受け、平成30年4月に民間企業における法定雇用率が2・2%に改定され、さらに令和3年3月までには2・3%への引上げが予定されております。こ

れまでの皆様のお取組により、昨年6月1日現在の愛知県における雇用率は初めて2%台となりましたが、行政といたしましても引き続き障害のある方々の雇用の場の確保に努めてまいります。

労働保険制度

労働保険制度につきましては、働く方々、離職された方々のセーフティネットであり、労働保険への加入と労働保険料の

確実な納付に積極的に取り組んでまいります。

本年もこのように様々な取組みを行ってまいります。新しい年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしますとともに、今後とも変わらぬ御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。年頭の御挨拶といたします。

※1 ITリテラシー
「Information

Technology Literacy」
現在入手・利用可能なITを使いこなして、企業・業務の生産性向上やビジネスチャンスの創出・拡大に結び付けることのできる能力。

※2 RPA「Robotic Process Automation」
の略。設定した処理内容（シナリオ）に従って定型業務を自動処理し、業務生産性を高める仕組みのこと。
(愛知労働局HPより引用)

全ての働く方々がその能力を發揮し、働く方はもとより企業も発展・活躍できる 愛知となりますよう行政の推進に努める

愛知労働局労働基準部長

黒部 恭志



新年あけましておめでとうございます。貴協会並びに会員事業場の皆様におかれては、旧年中、愛知労働局の行政運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜

りましたこと、厚く御礼申し上げます。皆様ご承知のとおり、昨年4月に働き方改革関連法が施行され、年次有給休暇5日の取得義務化や大企業の時間外労働の

上限規制がスタートしました。本年4月には、日本の企業のうち、99・7%を占める中小企業において時間外労働の上限規制がスタートすることとなります。施行まで残り

僅かとなってきましたが、これら多くの企業において、円滑に働き方改革が進み法規制にも対応できるように、働き方改革推進支援センターなど外部資源も活用していただきな

がら、引き続き積極的に支援を行ってまいりたいと思います。

また、労働基準行政の重要な取組の一つに、労働災害防止に向けた取組があります。平成30年度からの5か年計画でスタートした第13次労働災害防止計画においては、令和4年までに、死亡災害について早期に40人を下回ること、休業4日以上

目標として掲げています。昨年は、「危なさと向き合おうアクション100 in あいち」ということでリスクアセスメントの導入促進や労働災害が増加傾向にある業種に対して集中的に取り組み、労働災害の上昇傾向に何とか歯止めをかけることができましたと思っておりますが、13次防が中盤にさしかかる本年度においては、さらにそれを減少傾向に転回すべく各種対策に取り組む所存です。

労働者の健康確保対策については、メンタルヘルス対策の徹底が大きな課題です。昨今、パワーハラズメント（パワハラ）に関する相談が増加するなど社会的な問題となっていることを踏まえ、昨年6月に労働施策総合推進法が改正されパワハラ対策が法制化されました。パワハラが発生する職場においては、上司も部下も同僚も常に何らかのストレスにさらされていることが伺えるわけですが、従業員のストレスの状況を適宜把握し、職場環境を積極的に改善していくことが、メンタル

ヘルス不調者を出さないために重要であり、パワハラ防止にも寄与するものと思っております。ストレスチェックは、50人以上の事業場において法令上義務付けられており、県内においては実施率が99・5%とほぼ全ての事業場において実施いただいております。しかしながら、努力義務である50人未満の事業場においては、まだまだ十分とはいえない状況であり、これらに対してストレスチェックの実施を促していくことが重要であると

考えています。最低賃金については、経済好循環を実現するための最低賃金の引き上げが課題となっています。愛知県最低賃金は、昨年10月1日から時間額を28円引き上げ926円になっておりますが、今後も増加が予想される外国人の方々を含め全ての労働者に適用されなければなりません。あらゆる機会を活用し周知に努めてまいります。一方で、ここ数年、大幅な引上げが続いており企業経営への影響は少なくないことから、

最低賃金引き上げに向けた支援を行うための助成金の活用が進むよう、併せて周知を行ってまいります。労働基準行政の課題は、本年もこのように多岐にわたりますが、全ての働く方々がその能力を発揮し、働く方はもとより企業も発展・活躍できる愛知となりませうよう行政の推進に努めてまいりますので、貴協会並びに会員事業場の皆様の一層のご支援をお願いし、新年の挨拶とさせていただきます。

中小企業における時間外労働の上限規制等への対応、同一労働同一賃金の実現等の働き方改革及び労働災害防止活動により、働きやすい職場環境の実現を

名古屋北労働基準監督署長

三好 了



く御礼申し上げます。

昨年の愛知県内の経済情勢は、消費税の増税や日韓、米中の問題による影響があったものの、総

括判断として「穏やかに拡大している」が継続しております。本年も、引き続き国際情勢により先行きが見通せない状況にありますが、堅調な経済活動が期待されます。働き方改革を推進するための関係法律の整備に關する法律が、昨年4月から順に施行されました。労働基準法の改正につい

令和2年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

旧年中は、会員の皆様には、当監督署の業

務運営について、格別のご理解とご協力を賜り厚

ては、新たに時間外労働の上限規制がされ、それに伴い時間外・休日労働に関する協定届の様式、協定内容が改正されました。その改正について、中小企業は、本年3月末まで猶予されていますが、残された期間はわずしかありません。また、その3年後には、中小企業での月60時間を超える残業の割増賃金率の引き上げがされます。それらの対応・準備のほうをよろしく願います。

本年4月1日から改正労働者派遣法が大企業・中小企業に関わらず施行され、また、パートタイム・有期雇用労働法については大企業について施行されます。

各企業において、同一労働同一賃金の実現に向けて、正規雇用と非正規雇用の労働者の待遇の相違が不合理なものとなっていないか確認をし、待遇の改善が必要となった場合には、どのように改善すべきか、短時間・有

期雇用労働者を含む労使で検討いただき、その結果、就業規則や賃金規定の見直しが必要となることもありますので、対応をお願いします。

また、働き方改革の取組は、法の遵守だけではなく、業務改善、生産性向上、待遇改善等による働き方を見直すことにより、魅力ある職場づくりそして、貴重な人材の確保や定着につながるものです。当署では、これらのお手伝いをするため、「労働時間相談・支援班」による企業支援を充実させてまいりますので、ご利用をよろしく願います。

さて、平成30年度から第13次労働災害防止推進計画がスタートしたところですが、スタートの平成30年は、死亡災害は減少したものの、死傷災害は増加となってしまいました。そして、昨年の災害発生状況を見ますと、死亡災害は6名で前年に比べ2名増加、休業4日

以上の死傷災害は1%の減少でほぼ横ばいとなっている状況です。(令和元年10月末現在)そこで、死亡災害が増加した建設業や災害増加の傾向が認められる業種などを重点に、13次防の達成に向けて災害防止対策に取り組んでまいります。会員の皆様におかれましても、「論理的な安全衛生管理」の定着と推進を図り、災害防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

最後になりますが、本年も会員の皆様方の期待に応えるよう行政を推進してまいりますので、引き続き、当署の業務に一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。併せて、貴協会並びに会員各社のご発展と皆様のご多幸を心から祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

目次

西村会長年頭のごあいさつ	表紙
新春のごあいさつ	黒部労働基準部長 3
〃	三好名古屋北監督署長 4
〃	尾野吉則 13
社会保険労務士試験合格者体験記	藤原朋子 17
質問にお答えします	宮澤俊夫 22
同一労働同一賃金(10)	伊藤正美 23
『ホワイト企業推進事業場』リンナイ精機(株)	吉村庸輔 24
弁護士に聴く(70)	増田稔久 25
宿と野花とおもてなし	大西真由美 26
社会保険労務士が答える企業の労務管理(52)	小栗利治 27
安全衛生あれこれ(7)	植田美津恵 28
こちら企業の労働110番です(110)	中澤 誠 29
愛知紛争調整委員続・残月録(106)	山&神 39
わたしのジハード(205)	片桐重子
近景遠景(73)	
名北セーフティ・アドバイザー(156)	
表紙II春 暁	

表紙のことば

春 暁

片桐重子

日の出に今年の健康と安全を願います。
(岐阜県池田町)

データ	カメラ	フジフィルム
X T 2	カメラ	フジフィルム
レンズ	SUPER	
EBC	X F 55 2 0	
0ミリ		
露出	F 22	マイナス 1
ISO感度	1 2 5 0	